

平成 21 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 近間 之文
(コード 2 1 6 4 大証ヘラクレス, G)
問合せ先 取締役副社長兼業務本部長
春木 清隆
(TEL. 0 4 7 - 4 8 0 - 3 2 5 5)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 11 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)の表現等の変更および事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条(株券の発行)の削除を行うものであります。
- (3) 当社は会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当していませんが、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」及び「会計監査人」を設置する旨の規定を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更、表現の修正を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (条文省略) 2. <u>広告および宣伝業</u> 3. <u>広告宣伝に関する企画ならびに制作</u> 4. <u>各種印刷物のデザインならびに制作</u> 5. <u>インターネットを利用した広告宣伝業</u> 6. <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス</u> 7. <u>インターネットコンテンツに関する企画ならびに制作</u> 8. (条文省略) 9. <u>マーケティングリサーチ業</u> 10. <u>企業経営に関する各種コンサルティング業</u> 11. (条文省略) 12. <u>通信販売業</u> 13. <u>損害保険代理業</u> 14. <u>生命保険代理業</u> 15. <u>旅行業</u> (新 設) 16. (条文省略) (機関の設置) 第4条 当社は、<u>取締役会、監査役</u>を置く。 <u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 第8条～第22条 (条文省略) 第5章 監査役 第23条～第25条 (条文省略) (新 設) (新 設) 第26条 (条文省略) (新 設) (新 設)	(目的) (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. 広告宣伝業 (削除) 3. <u>各種印刷物のデザインおよび制作</u> 4. <u>インターネット等の情報通信システムによる情報提供サービス、コンテンツの企画および制作</u> (削除) (削除) 5. (現行どおり) (削除) 6. <u>各種コンサルティング業</u> 7. (現行どおり) 8. <u>物品およびサービスの仕入販売業、通信販売業</u> 9. <u>損害保険および生命保険の代理業</u> (削除) (削除) 10. <u>各種催物の企画および運営</u> 11. (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (削除) 第7条～第21条 (現行どおり) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> 第22条～第24条 (現行どおり) <u>(常勤の監査役)</u> 第25条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会)</u> 第26条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> 3 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u> 第27条 (現行どおり) 第6章 <u>会計監査人</u> <u>(選任)</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第28条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u> <u>(任期)</u> <u>第29条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(報酬等)</u> <u>第30条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> <u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新 設)	
(新 設)	
第6章 計算 第27条～第29条（条文省略）	第7章 計算 第32条～第34条（現行どおり）

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 11 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 11 月 26 日（予定）

以上